

## 構造改革特別区計画

### 1 構造改革特別区計画の作成主体の名称

真庭市

### 2 構造改革特別区の名称

食を楽しくする子どもの給食特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

真庭市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### ①沿革

真庭市(以下「本市」という。)は岡山県北部、中国山地の中央部に位置する、平成17年3月31日に真庭郡の美甘村を含む8町村と上房郡の1町の9町村が合併してできた東西30km、南北50km、総面積が約828km<sup>2</sup>と県下最大の自治体となっている。

#### ②人口

本市の人口は平成17年の市発足以来減少が続いており、この5年間で平成27年の48,204人から平成31年の45,349人へ2,855人減少し、就学前人口は平成27年の2,027人から平成31年の1,833人へと194人減少している。

今回、当該規則の特例措置の適用を受ける予定の「真庭市立美甘こども園」がある美甘地域では、その傾向がさらに顕著で、人口が平成27年の1,372人から平成31年の1,169人へ203人減少し、就学前人口は平成27年の37人から9人へと28人減少している。

#### ③保育施設の状況

本市の保育施設の設置状況は公立の保育所が6か所、保育所型認定こども園が5か所、幼保連携型認定こども園が6か所、私立の保育所が1か所あり、1,328人が在園している。(令和2年12月1日時点)

このうち美甘地域には保育所型認定こども園の美甘こども園があり、7人が在園しているが、人数が少ないことから、自園調理による児童への給食の提供の見直しが必要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

児童福祉施設において入所している者に食事を提供するときは当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないとされており、本市では栄養士が作成した共通の献立を用いて、それぞれの施設で地域の商店等から食材を調達し、園内の調理施設で調理した給食を提供している。

しかし、美甘地域は人口減少と高齢化により商店が閉店し、地域内に生鮮食品を安定的に取り扱っている食料品店がないため、美甘こども園では他の地域の商店より配達を受けて食材を確保が難しくなっている。また、調理員は常勤が1名と仕込み等に短時間勤務の職員1名の2名が従事している。

そこで、隣接する比較的規模の大きい認定こども園である保育所型認定こども園の勝山こども園の調理施設において食材を一括購入し調理した給食を搬入することにより、食材の確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供と、同時にスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることができる。

加えて、もともと同じメニューで乳幼児向けに調理している施設であることから栄養管理やアレルギー対応など、安全な給食の提供と食育の推進が可能である。

また、調理員との関わりの欠如については、「クッキング体験」等を通じて、食への興味や調理する人への感謝の心を育てる等の対応を行う。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- ①勝山こども園の調理施設で食材の一括確保と調理を行い、外部搬入することで安定的安全な給食の提供が図ることができ、調理員のコストを削減することで、保育サービスの充実を目指す。
- ② 乳幼児に必要な栄養管理やアレルギー対応等により安全な給食を提供する。
- ③ 食育計画を推進し食べることを楽しむ子どもを育てる。
- ④ 地域の食材を利用することで、食を通じてふるさとを知り、ふるさとを思う心を育てる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 栄養士が作成した共通献立に必要な食材の確保が安易かつ確実に可能となる。
- ② 調理員の人件費約 8,000 千円が削減され、必要な保育サービスの充実にかかる費用に充てることができる。
- ③ 地産地消を推進し、保育所や児童と生産者のつながりができることで、生産者の意欲の向上等、地域の産業の活性化につながる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

真庭市立美甘こども園

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

令和3年4月1日

4 特定事業の内容

真庭市立美甘こども園の3歳未満児を含む児童の給食を真庭市立勝山こども園の調理施設で調理し外部搬入する。

配送は市が所有する給食運搬車を使用し、(公社)真庭市シルバー人材センターに委託して実施する。

アレルギー等への対応については、アレルギー児等の状況を搬入先の美甘こども園で把握し、アレルギー対応責任者(園長)が、搬入元の勝山こども園のアレルギー対応責任者と情報共有することで必要な対応をとる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日付雇児発0601第4号)」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。

また、美甘こども園において、提供される食事の衛生面、栄養面の一義的な責任は美甘こども園にあり、美甘こども園の管理者において、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような職員体制等を整えるものとする。併せて、調理業務を適切に実施するための体制整備については、当市長の責任の下に行うこととする。

(2)搬入先の保育所における調理室の面積及び調理設備の状況は以下のとおりであり、加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等の必要な設備が配置されている。

園名	調理室面積	調理設備
美甘こども園	33.0 m <sup>2</sup>	ガス台、流し台、配膳台、冷蔵庫、冷凍庫、スチームコンベクションオーブン、給湯器、食器洗浄機、食器乾燥保管庫、

(3)搬入元の保育所における調理室の面積、職員数及び調理設備の状況は以下のとおりである。献立は市の食育計画に沿って栄養士が作成した共通献立を用い、美甘こども園と勝山こども園の2園分の食材を下処理して調理し、美甘こども園分は給食運搬車に積み込む。

園名	調理室面積	職員数	調理設備
勝山こども園	48.2 m <sup>2</sup>	調理員 5名	ガス台、流し台、配膳台、冷蔵庫、冷凍庫、調理台、回転釜、炊飯器、スチームコンベクションオーブン、フライヤー、給湯器、食器洗浄機、食器乾燥保管庫、包丁・まな板殺菌庫。

(4)外部搬入による給食は栄養士が作成する市の共通献立により実施する。

アレルギー対応については「真庭市の公立保育園・認定こども園食物アレルギー対応の手引き」に基づき実施し、搬入先の美甘こども園が生活管理表等によりアレルギー児等を把握し、搬入元の勝山こども園に必要な情報を提供する。搬入元ではアレルギー対応責任者の指示により、調理員がアレルギー原因の除去や代替食の調理等の対応を行う。アレルギー対応食には対象児童名を表示し、他の給食とは別のコンテナに収納し搬入する。

年齢や発達状況に応じた給食の調理については、給食提供開始時に搬入先が指示し、搬入元が乳児には刻み食としたり、2歳児には食材の大きさを小さく切るなど、年齢に応じた必要な対応を行う。その後は児童の発達状況に応じて随時搬入先からの指示により、搬入元で対応する。

園児の体調等の把握については、搬入先が登園した園児の人数及び体調等の必要な情報を把握し、午前9時までに搬入元に電話で連絡し、搬入元が調理の際に必要な対応を行う。

なお、給食の提供回数や時間については、これまでと同様とし、給食を提供しない行事等は、あらかじめ搬入元と搬入先で日程調整をする。

(5)調理方式については、搬入元の勝山こども園から搬入先の美甘こども園までの配送時間は25分で、搬入元で食材を加熱調理後、冷凍、冷蔵はせずに専用コンテナに入れて給食運搬車で搬入し、搬入先での再加熱は行わない。

(6)外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第68号)を遵守する。

(7)特例措置による公立保育所における給食の外部搬入については、保育所と搬入元との間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、両施設の設置者はいずれも市長であり、契約という行為に馴染まないと思われるため、搬入先と搬入元との間で覚書を締結し、委託内容を明確にして基準を遵守する予定である。

(8)配送業務はシルバー人材センターに委託し、市が所有する給食専用運搬車を使用して、以下の行程で搬入する。

午前10時15分 調理完了(勝山こども園)

午前10時25分 勝山こども園出発

午前 10 時 50 分 美甘こども園到着

午前 10 時 55 分 配膳開始(美甘こども園)

午前 11 時 00 分 給食開始